

28年度 臨時福祉給付金

26年4月から消費税が引き上げられたことに伴い、所得の少ない人への影響を緩和するため、臨時的な措置として給付金を支給します。

対象 次の要件を全て満たす人

- ▷ 28年1月1日に八戸市に住民登録をしていた人
- ▷ 28年度の市民税(均等割)が課税されていない人

※市区町村民税(均等割)が課税されている人(市外の人も含む)の税法上の扶養親族になっている人や生活保護を受給している人は対象外

支給額 1人につき3,000円

※提出された内容を審査し、結果を書面でお知らせします。申請から決定の通知まで、概ね2か月を予定しています。ただし申請書に不備などがある場合はさらに時間がかかります。

障害・遺族基礎年金受給者向け給付金

(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者の方々を支援し、所得全体の底上げをするため、障害・遺族基礎年金受給者向け給付金を支給します。

対象 次の要件を全て満たす人

- ▷ 28年度臨時福祉給付金の支給対象である人
- ▷ 28年5月分の障害基礎年金、遺族基礎年金等を受給している人
- ▷ 高齢者向け給付金を受給していない人

支給額 1人につき3万円

申請方法

1枚の申請書で両給付金を同時に申請できます。

申請書	9月中旬に対象と見込まれる人に郵送しています。 対象要件に該当すると思われる人で、届かない場合はお問い合わせください。
提出先	申請書に記入の上、同封の返信用封筒に必要書類を入れて郵送するか、直接福祉給付金室へ。また、市庁本館1階市民ホールの臨時福祉給付金特設会場でも申請受付を行います。(9/20(火)~10/21(金)) ※状況に応じて設置期間を変更する場合があります。 ※特設会場は大変混み合うことが予想されますので、郵送での申請にご協力ください。
必要書類等	▷ 申請書 ▷ 振込口座が確認できる書類(通帳またはキャッシュカードのコピー) ▷ 本人確認書類(運転免許証、健康保険証、パス券などのコピー) ※支給対象になると見込まれる人全員分が必要 ※外国人の本人確認書類は、在留カード、特別永住者証明書などがあります。 ※マイナンバーの「通知カード」や住民票などは本人確認書類とはなりません。

給付金の振り込み詐欺にご注意ください

八戸市や厚生労働省などが、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。ご自宅や職場などに八戸市や厚生労働省(の職員)をかたった不審な電話や郵便が届いたら、最寄りの警察署や八戸市消費生活センター(☎43-9216)にご連絡ください。



カクニンジャ

確認じゃ！

28年度

2つの給付金

対象になるかご確認ください！

申請期間
9月20日(火)▼12月28日(水)

☎ 申請福祉給付金室 ☎ 43-95581、43-95540 ☎ FAX 47-0746
📧 qa-kyufu@city.hachinohe.aomori.jp 📄 市ホームページ内で「臨時福祉給付金」を検索